

所管部課	健幸いきいき部 介護保険課	部長	川口 荘一			
件名	令和4年度東大和市介護・障害福祉サービス事業所助成金支給要綱について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	地域福祉部障害福祉課				
<p>1. 要旨</p> <p>原油価格・物価高騰の影響を受けた介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の負担軽減を図るため、事業継続に資する助成金を運営法人に支給するための単年度要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 対象 市の区域内の指定事業所において、介護サービス又は障害福祉サービスを提供している法人（令和4年7月1日において事業を実施しており、令和5年3月31日まで事業継続の見込みのある事業者に限る。）</p> <p>イ 支給額 1サービスにつき、20万円（一部のサービスについては10万円）。ただし、介護サービス及び障害福祉サービスのいずれについても、一法人において、複数のサービスを提供している場合、一法人につき支給上限額を60万円とする。</p> <p>(2) 施行日 決裁日から施行し、令和4年7月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果 助成金の支給により、市内における介護サービス及び障害福祉サービスの事業継続が図られ、高齢者や障害者の福祉の向上に寄与することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年6月追加補正予算（3号）に計上し、議決された。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに制定手続を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。